

国保多古中央病院医学生奨学金等貸付募集要項

— 制度の概要 —

国保多古中央病院医学生奨学金等貸付制度は、地域医療を担う医師の確保を目的として、将来国保多古中央病院に医師としてその業務に従事しようとする学生に対し修学に必要な資金をお貸しする制度です。

貸付を受けた奨学生は、貸付を受けた期間の2分の3医師としてその業務に従事した場合は、貸付金の返還が免除されます。

1. 応募資格(以下の項目について全てを満たす者)

- ① 大学生 大学で医学を履修する課程に在学する者
- ② 将来国保多古中央病院に医師としてその業務に従事しようとする者
- ③ 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当していないこと

2. 募集人員 1名

3. 貸付金額

- ① 医学生奨学金 月額 20万円以内
- ② 修学一時金 1,000万円以内

4. 貸付期間

貸付決定の月から大学を卒業する月まで
(ただし、正規の修学期間を限度とします。)

5. 勤務していただく期間(必要勤務期間)

大学を卒業した翌月から起算して6年以内に常勤医師として引き続き貸付期間の2分の3に相当する期間を国保多古中央病院に勤務していただきます。

6. 医学生奨学金等の償還免除

- ① 医学生奨学金
貸付期間の2分の3に相当する期間を国保多古中央病院に勤務していただいた場合は、全額免除いたします。
- ② 修学一時金
貸付期間の2分の3に相当する期間を国保多古中央病院に勤務していただいた場合は、貸付金額の2分の1に相当する額を免除いたします。

7. 一括償還

退学など貸付目的を達成する見込みがなくなったときは、貸付を中止し、既に貸付けた奨学金等を一括して償還していただく場合があります。

- (1) 奨学金の貸付が停止されたときや目的を達成する見込みがなくなったと認められるときなどは、該当すると判断した日の属する月の翌月の末日までに貸付けた奨学金等を一括して償還していただきます。

- (2) 延滞利息

奨学金等を償還期日までに償還されない場合は、償還の期日の翌日から償還を完

了する日までの日数に応じ年7.3%の割合で計算した利息を支払っていただきます。

8. 保証人

申請には2名の連帯保証人が必要です。

連帯保証人は、奨学金等の償還及び利息の支払いの債務を連帯して負担していただく責任を負うことができる資力を有する者とします。

9. 貸付申請の方法等

(1)次の書類を持参又は郵送にて提出して下さい。

- ①貸付申請書
- ②住民票の写し
- ③在学証明書
- ④成績証明書
- ⑤在学する大学の学長又は学部長の推薦調書
- ⑥連帯保証人の印鑑証明書及び所得証明書
- ⑦未成年者の場合は親権者(法定代理人)同意書

(2)申込受付期間 各年度の4月30日まで

(3)審査方法 書類及び面接審査(面接の詳しい日時及び会場は別途連絡します。)

(4)貸付開始時期 貸付対象者と協議により決定します。

10. その他

- 募集期間を定めていますが、予定人員を満たすまで随時受付します。
- 貸付期間中は、毎年在学証明書及び成績証明書の提出が義務付けられているほか、休学、停学、退学などの学業に関する事項や住所変更や連帯保証人の変更等には届出が必要になります。

修学一時金(貸付)について

1. 貸付対象者

医学生奨学金の貸付を受ける者

(使途は授業料等修学に必要な経費とします。)

2. 募集人員 1名

3. 貸付金額 1,000万円以内

4. 償還方法

大学を卒業した月の翌月から起算して10年以内

5. 償還の免除

貸付期間の2分の3に相当する期間を国保多古中央病院に勤務していただいた場合は、貸付金額の2分の1に相当する金額を免除いたします。

問合せ先・連絡先

千葉県香取郡多古町多古388番地1

国保多古中央病院 庶務係(担当 越川)

電話 0479-76-2211 FAX 0479-76-3286

E-Mail hos-shomu@town.tako.chiba.jp

ホームページアドレス:

<https://www.town.tako.chiba.jp/>